

健全化判断比率等の算定方法の概要

1 実質赤字比率（市比率 -）

標準財政規模に対する一般会計の赤字の比率を示しております。

算定方法 =	一般会計の実質赤字額
	標準財政規模

- ・ 一般会計の実質赤字額 = 0（実質収支 557,369 千円）
- ・ 標準財政規模 = 8,196,002 千円
（標準財政規模とは、市の標準的な一般財源収入額をいいます。）

2 連結実質赤字額（市比率 -）

標準財政規模に対する一般会計、特別会計（国民健康保険特別会計等）及び公営企業会計（水道、病院事業）の実質赤字額の比率を示しております。

算定方法 =	連結実質赤字額
	標準財政規模

- ・ 連結実質赤字額 = 0（内訳）
 - 一般会計の実質収支 557,369 千円
 - 国民健康保険特別会計の実質収支 22,699 千円
 - 介護保険特別会計の実質収支 0 千円
 - 後期高齢者医療特別会計の実質収支 170 千円
 - 老人保健特別会計の実質収支 340 千円
 - 介護サービス特別会計の実質収支 0 千円
 - 水道事業会計の資金剰余額 437,741 千円
 - 病院事業会計の資金剰余額 765,133 千円
 - 簡易水道特別会計の資金剰余額 0 千円
 - 下水道事業特別会計の資金剰余額 0 千円
- ・ 標準財政規模 = 8,196,002 千円

3 実質公債費比率 (市比率 14.3%)

標準財政規模に対する市借入金の返済額及びこれに準じる額の比率(3か年平均)を示しております。

$$\text{算定方法} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{(3か年平均)}$$

(平成21年度数値)

- 地方債の元利償還金 = 1,333,797 千円
- 準元利償還金 = 1,128,711 千円
- (内訳) 公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの 653,247 千円
一部事務組合等の起こした地方債に充てた負担金 68 千円
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 475,396 千円
- 特定財源 = 122,887 千円
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 1,362,237 千円
- 標準財政規模 = 8,196,002 千円

4 将来負担比率 (市比率 96.4%)

標準財政規模に対して市が将来の負担することになっている負債にあたる見込額総額の比率を示しております。

$$\text{算定方法} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- 将来負担額 = 30,171,785 千円
- (内訳) 一般会計の当該年度の前年度末における地方債現在高 14,756,664 千円
債務負担行為に基づく支出予定額 110,770 千円
公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 9,324,844 千円
組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 2,944,649 千円
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額) 2,576,815 千円
土地開発公社の負債の額 458,043 千円
- 充当可能基金額 = 4,292,374 千円
- 特定財源見込額 = 1,510,445 千円

- ・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 = 17,778,523 千円
- ・ 標準財政規模 = 8,196,002 千円
- ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 = 1,362,237 千円

5 資金不足比率 (各公営企業比率 -)

各公営企業における事業の規模に対する資金の不足額の比率を示しております。

算定方法 =	資金の不足額
	事業の規模

資金の不足額

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

水道事業 = 0 (資金剰余額 437,741 千円)

病院事業 = 0 (資金剰余額 765,133 千円)

法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

簡易水道事業 = 0 (資金剰余額 0 千円)

下水道事業 = 0 (資金剰余額 0 千円)

事業の規模

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

水道事業 = 617,382 千円

病院事業 = 2,084,568 千円

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

簡易水道事業 = 629 千円

下水道事業 = 132,414 千円